

記載例

(養育費【確定金+定期金】・債務名義【公正証書】・差押債権【公務員給料】)

①

収入
印紙

債権差押命令申立及び陳述催告申立書

平成27年 4月 1日

申立日

盛岡地方裁判所

支部 御中

押印

申立債権者

盛岡 桜子

印

平日の8:30~17:00
の間に連絡の取れる番号を
記載してください。

T E L ○○○ - ○○○ - ○○○○
F A X ○○○ - ○○○ - ○○○○
携帯電話 ○○○ - ○○○○ - ○○○○

当事者、請求債権及び差押債権の表示 別紙目録記載のとおり

申立の趣旨

- 債権者は債務者に対し、別紙請求債権目録記載の執行力ある債務名義の正本に表示された上記請求債権を有しているが、債務者がその支払をしないので、債務者が第三債務者に対して有する別紙差押債権目録記載の債権の差押命令を求める。
- 上記債権差押命令申立事件について、第三債務者に対し、民事執行法第147条1項に定める陳述の催告をされたく申し立てる。

添付書類

- | | |
|-----------------|----|
| 1. 執行力ある債務名義の正本 | 1通 |
| 2. 同送達証明書 | 1通 |
| 3. 商業登記事項証明書 | 通 |
| 4. 住民票 | 1通 |
| 5. 戸籍謄本 | 1通 |
| 6. 戸籍の附票 | 通 |

「債権者」＝申立をするあなたのことです。
「債務者」＝相手, 「第三債務者」＝相手の勤務先のことです。



捨印は各目録の「写し」には押さないでください。

当事者目録

(住所) 〒020-8520

岩手県盛岡市内丸9番1号

<債務名義上の住所欄および債務名義上の氏名欄について>

(債務名義上の住所) 岩手県花巻市花城町8-26

現住所または現在の氏名と、債務名義に記載されている住所または氏名が異なる場合に記載してください(債務者欄についても同じです)。

債権者 盛岡 桜子

(債務名義上の氏名) 石割 桜子

(送達場所) 住所と同じ 就業場所
〒 -

あなたに対して裁判所から書類を送るときに、どこに宛ててほしいか、希望する場所をチェックしてください。

(送達受取人) ()

あなた以外の人に宛てて書類を送ってほしい場合に記載してください。

送達受取人とあなたとの関係を記載してください。

(住所) 〒020-8520

岩手県盛岡市内丸9番50号

(債務名義上の住所) _____

債務者 石割 太郎

(債務名義上の氏名) _____

(住所) 〒 -

第三債務者 ○○県

(代表者) 知事 市長 町長 村長
(氏名) ○ ○ ○ ○

(送達場所) 〒○○○-○○○○
○○県○○市○○町○丁目○番○号
○○県庁内

「請求債権目録」とは、あなたが債務者に請求する債権の内容を記載するものです。債務名義の表示に従って記載してください。

捨
印

請求債権目録

盛岡 地方法務局所属公証人 甲野 乙男 作成の執行力ある平成〇〇年
第〇〇〇号 養育費支払 契約公正証書正本に表示された下記金員及び執行費用

記

下記(1)と(2)の合計額

1 確定期限が到来している債権及び執行費用 金 114,058 円

(1) 金 100,000 円

現在までの養育費で、
支払われていない金額

ただし、債権者、債務者間の子 (長男一郎、二男二郎) についての平成 27
年 2 月から平成 27 年 3 月まで 1 か月 50,000 円の養育費の未払分 (支
払期毎月 末 日)

お子さん全員分の合計額

(2) 金 14,058 円

ただし、執行費用

(内訳)

本申立手数料	金	4,000	円
差押命令正本送達費用	金	2,778	円
商業登記事項証明書交付手数料	金	600	円
本申立書作成及び提出費用	金	1,000	円
執行文付与手数料	金	1,700	円
送達証明書交付手数料	金	250	円
執行証書謄本送達手数料	金	1,400	円
執行証書謄本交付手数料	金	1,250	円
執行証書謄本送達費用	金	1,080	円

公証人役場で領
収書をもらい、そ
の額を記載して
ください。
※申立書に領収
書を添付してく
ださい。

2 確定期限が到来していない各定期金債権 これから支払期限が到来する分について、債務名義の表示に従って記載してください。

(1) 平成 27 年 4 月から平成 29 年 5 月 (債権者、債務者間の子 一郎 が
20 歳に達する日の属する月) まで、毎月 末 日限り金 25,000 円
ずつの養育費

(2) 平成 27 年 4 月から平成 32 年 1 月 (債権者、債務者間の子 二郎 が
20 歳に達する日の属する月) まで、毎月 末 日限り金 25,000 円
ずつの養育費

(3) 平成 年 月から平成 年 月 (債権者、債務者間の子 が
) まで、毎月 日限り金 円
ずつの養育費

「差押債権目録」とは、差し押さえる債権の額と内容を記載するものです。



差 押 債 権 目 録

- 1 金 **114,058** 円 (請求債権目録記載の1)
- 2 (1) 平成 **27** 年 **4** 月から平成 **29** 年 **5** 月まで、毎月 **末** 日限り
金 **25,000** 円ずつ (請求債権目録記載の2(1))
(2) 平成 **27** 年 **4** 月から平成 **32** 年 **1** 月まで、毎月 **末** 日限り
金 **25,000** 円ずつ (請求債権目録記載の2(2))
(3) 平成 年 月から平成 年 月まで、毎月 日限り
金 円ずつ (請求債権目録記載の2(3))

債務者 (**〇〇県立〇〇学校** 勤務) が第三債務者から支給される、本命令
送達日以降支払期の到来する下記債権にして、頭書1及び2の金額に満つるまで。

ただし、頭書2の (1), (2) の金額については、その確定期限の到来後に支払
期が到来する下記債権に限る。

上部の「2」で(1)のみ記載した場合は(1)
(2)まで記載した場合は(1), (2)
(3)まで記載した場合は(1), (2), (3)と記載し
てください。

記

I 俸給・給料及び諸手当 (ただし、通勤手当を除く。) から所得税、住民税、
社会保険料を控除した残額の2分の1 (ただし、前記残額が月額66万円を
超えるときは、その残額から33万円を控除した金額。)

II 期末手当、勤勉手当 (その外の賞与の性質を有するものを含む。) からIと
同じ税金等を控除した残額の2分の1 (ただし、前記残額が66万円を超える
ときは、その残額から33万円を控除した金額。)

なお、I, IIにより弁済しないうちに退職したときは、

III 退職金から所得税、住民税を控除した残額の2分の1にして、I, IIと合計し
て頭書金額に満つるまで。